様式５の５

ADL維持向上等体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

１．入院基本料、職員（□には、適合する場合「✓」を記入のこと）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □　急性期一般入院基本料　（□　急性期一般入院料１・□　急性期一般入院料２・　□　急性期一般入院料３・　□　急性期一般入院料４・　□　急性期一般入院料５・　□急性期一般入院料６） | | | | | |
| □　７対１入院基本料　　（□　特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）・□　専門病院入院基本料） | | | | | |
| □１０対１入院基本料　　（□　特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）・□　専門病院入院基本料） | | | | | |
| 職種 | 氏名 | 勤務時間 | 専従・専任 | 経験年数 | 研修受講 |
| 医師 |  | 時間 |  | 年 | □ |
| □理学療法士 □作業療法士 □言語聴覚士 |  | 時間 | □専従  □専任 |  | |
| □理学療法士 □作業療法士 □言語聴覚士 |  | 時間 | □専従  □専任 |  | |
| □理学療法士 □作業療法士 □言語聴覚士 |  | 時間 | □専従  □専任 |  | |
| □理学療法士 □作業療法士 □言語聴覚士 |  | 時間 | □専従  □専任 |  | |
| □理学療法士 □作業療法士 □言語聴覚士 |  | 時間 | □専従  □専任 |  | |

２．入院患者の構成

|  |  |
| --- | --- |
| 算出期間　（直近１年間）　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　 年　　月　　日～　　　年　　月　　日） | |
| 当該病棟の新規入院患者数　　　　　　　　　　① | 名 |
| ①のうち、６５歳以上の患者数　　　　 　　　　　② | 名 |
| ①のうち、循環器系、新生物、消化器系、運動器系若しくは呼吸器系の疾患の患者数　　　　　　　　　　　　③ | 名 |
| ②／①　（８割以上）　　　　　　　　　　　　　　　④ | ％ |
| ③／①　（６割以上）　　　　　　　　　　　　　　　⑤ | ％ |

※④、⑤いずれかの要件を満たしていればよく、両方記載する必要はない。

３．アウトカム評価

１）患者のＡＤＬ

|  |  |
| --- | --- |
| 算出期間　（直近１年間もしくは３月間）　　　　　　　　（　　 年　　月　　日～　　　年　　月　　日） | |
| 当該病棟を退院又は転棟した患者数（死亡退院を除く）　⑥ | 名 |
| ⑥のうち、退院又は転棟時におけるADLが入院時等と比較して低下した患者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑦ | 名 |
| ⑦／⑥　（３％未満）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑧ | ％ |
| ２）褥瘡の院内発生率 |  |
| 調査日（届出時の直近月の初日）の当該病棟の入院患者数  （調査日の入院又は予定入院患者は含まず、退院又は退院予定の患者は含める）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ⑨ | 名 |
| 調査日に褥瘡（DESIGN-R2020分類d２以上）を保有する患者のうち、入院時既に褥瘡保有が記録された患者を除いた患者数　⑩ | 名 |
| ⑩／⑨　（２．５％未満）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑪ | ％ |

※⑨の入院患者数が80人以下の場合は、⑩が2人以下であること。この場合、⑪は記載する必要はない。

※⑧及び⑪（⑨の入院患者数が80人以下の場合は⑩）いずれの要件も満たす必要がある。

４. 疾患別リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料の届出

|  |
| --- |
| 適合する場合は、□に「✓」を記入すること。 |
| □　疾患別リハビリテーション料を届け出ている。  □　がん患者リハビリテーション料を届け出ている。 |

[記載上の注意]

１．医師、理学療法士等は当該保険医療機関に常勤配置であること。理学療法士等について、病棟に専従配置又は専任で配置するものについては該当する□に「✓」を記入のこと。なお、専従及び専任のいずれでもなくとも、当該病棟で６時間以上勤務したことをもって本加算を算定しようとする理学療法士等（上限５名）全員について記入すること。

２．勤務時間には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。

３．入院患者の構成における③の疾患は、ICD-10（平成27年総務省告示第35号（統計法第28条及び附則第３条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を定める件）の「３」の「（１）　疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表」に規定する分類をいう）を参考にすること。

４．ＡＤＬ評価の算出期間は直近１年間であるが、新規届出をする場合は、直近３月間の実績が施設基準を満たす場合、届出することができる。なお、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については新規に届出をする場合には該当しない。

５．届出以降は、別添７の様式５の４に基づき、院内で発生したDESIGN-R2020分類d２以上の褥瘡を保有している入院患者の割合を調査すること。

６．医師はリハビリテーションに係る研修を受講した修了証の写し（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。